

2. 職業能力開発促進法・抜粋 (職業訓練基準関連部分)

- (1) 職業能力開発促進法
- (2) 職業能力開発促進法施行規則
- (3) 同・別表の例

職業能力開発促進法・抜粋（職業訓練基準関連部分）

〈 1. 職業能力開発促進法（抜粋）〉

●公共職業訓練の位置づけ

（国及び都道府県が行う職業訓練等）

第十五条の六 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、次の各号に掲げる施設を次条に定めるところにより設置して、当該施設の区分に応じ当該各号に規定する職業訓練を行うものとする。ただし、当該職業訓練のうち主として知識を習得するために行われるもので厚生労働省令で定めるものについては、当該施設以外の施設においても適切と認められる方法により行うことができる。

- 一 職業能力開発校（略）
 - 二 職業能力開発短期大学校（略）
 - 三 職業能力開発大学校（略）
 - 四 職業能力開発促進センター（略）
 - 五 障害者職業能力開発校（略）
- （以下、略）

（公共職業能力開発施設）

- 第十六条** 国は、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校を設置し、都道府県は、職業能力開発校を設置する。
- 2 前項に定めるもののほか、都道府県は職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター又は障害者職業能力開発校（次項において「職業能力開発短期大学校等」という。）を、市町村は職業能力開発校を設置することができる。
 - 3 前項の規定により都道府県が職業能力開発短期大学校等を、市町村が職業能力開発校を設置しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。
 - 4 公共職業能力開発施設の位置、名称その他運営について必要な事項は、国が設置する公共職業能力開発施設については厚生労働省令で、都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設については条例で定める。
 - 5 国は、第一項の規定により設置した障害者職業能力開発校のうち、厚生労働省令で定めるものの運営を独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構に行わせるものとし、当該厚生労働省令で定めるもの以外の障害者職業能力開発校の運営を都道府県に委託することができる。
 - 6 公共職業能力開発施設の長は、職業訓練に関し高い識見を有する者でなければならない。

●職業訓練基準、教材の位置づけ

（職業訓練の基準）

- 第十九条** 公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。
- 2 前項の訓練課程の区分は、厚生労働省令で定める。

（教材）

第二十条 公共職業能力開発施設が行う普通職業訓練又は高度職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）においては、厚生労働大臣の認定を受けた教科書その他の教材を使用するように努めなければならない。

●認定職業訓練の位置づけ

（認定職業訓練の実施）

第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第六節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。

(都道府県知事による職業訓練の認定)

第二十四条 都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の認定をしようとする場合において、当該職業訓練を受ける労働者が労働基準法第七十条の規定に基づく厚生労働省令又は労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十一条第四項の規定に基づく厚生労働省令の適用を受けるべきものであるときは、厚生労働省令で定める場合を除き、都道府県労働局長の意見を聴くものとする。

3 都道府県知事は、第一項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が第十九条第一項の厚生労働省令で定める基準に適合しなくなつたと認めるとき、又は事業主等が当該認定職業訓練を行わなくなつたとき、若しくは当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなつたと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

4 都道府県知事は、第一項の認定（高度職業訓練に係る認定に限る。）をしようとするとき又は当該認定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議し、その同意を得なければならない。

〈 2 . 職業能力開発促進法施行規則（抜粋）〉

● 訓練課程の種類

(訓練課程)

第九条 職業訓練の訓練課程は、次の表の上欄に掲げる職業訓練の種類に応じ、長期間の訓練課程にあつては同表の中欄に、短期間の訓練課程にあつては同表の下欄にそれぞれ定めるとおりとする。

職業訓練の種類	長期間の訓練課程	短期間の訓練課程
普通職業訓練	普通課程	短期課程
高度職業訓練	専門課程 応用課程	専門短期課程 応用短期課程

● 普通職業訓練の訓練基準

(普通課程の訓練基準)

第十条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による中学校を卒業した者（以下「中学校卒業者」という。）若しくは同法による中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中等教育学校前期課程修了者」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること又は同法による高等学校を卒業した者（以下「高等学校卒業者」という。）若しくは同法による中等教育学校を卒業した者（以下「中等教育学校卒業者」という。）若しくはこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- 四 訓練期間 中学校卒業者若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下この項において「中学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあつては二年、高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下この項において「高等学校卒業者等」という。）を対象とする場合にあつては一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、中学校卒業者等を対象とするときにあつては一年以上四年以下、高等学校卒業者等を対象とするときにあつては一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- 五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間（以下「総訓練時間」という。）が中学校卒業者等を対象とする場合にあつては二千八百時間以上、高等学校卒業者等を対象とする場合にあつては千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。
- 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。
- 八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- 九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項（法第二十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による技能照査（以下「技能照査」という。）をもつて代えることができる。

2 別表第二の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

(短期課程の訓練基準)

第十一条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- 二 教科 その科目が職業に必要な技能（高度の技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

(専門課程の訓練基準)

- 第十二条** 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 訓練の対象者 高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - 二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - 三 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 - 四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。
 - 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。
 - 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。
 - イ 第四十八条の二第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 - 八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。
 - 2 別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

●高度職業訓練の訓練基準

(専門課程の訓練基準)

- 第十二条** 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- 一 訓練の対象者 高等学校卒業者若しくは中等教育学校卒業者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - 二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - 三 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 - 四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。
 - 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
 - 六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。
 - 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。
 - イ 第四十八条の二第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの
 - ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
 - 八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。
 - 2 別表第六の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

（専門短期課程の訓練基準）

第十三条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- 二 教科 その科目が職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
- 四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。
- 五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。
- 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（応用課程の訓練基準）

第十四条 応用課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 専門課程の高度職業訓練を修了した者又はこれと同等以上の技能及びこれに関する知識を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、二年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- 四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。
- 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。
- 七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一名以上配置するものであること。
 - イ 第四十八条の二第三項第一号、第三号若しくは第四号に該当する者又は同項第二号に該当する者で博士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有するもの
 - ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者
 - ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの
- 八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。
- 2 別表第七の訓練科の欄に定める訓練科に係る訓練については、前項各号に定めるところによるほか、同表に定めるところにより行われるものを標準とする。

（応用短期課程の訓練基準）

第十五条 応用短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
- 二 教科 その科目が職業に必要な高度の技能で専門的かつ応用的なもの及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練期間 一年以下の適切な期間であること。
- 四 訓練時間 総訓練時間が六十時間以上であること。
- 五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

〈3. 職業能力開発促進法施行規則 別表（抜粋）〉

●別表第2（第十条関係）（普通課程の普通職業訓練）

別表2 普通課程の普通職業訓練の訓練基準

一 教科

- 1 訓練科（次の表の訓練科の欄に定める訓練系及び専攻科からなる訓練科をいう。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の表の教科の欄に定める系基礎学科、系基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とする。
- 2 中学校卒業若しくは中等教育学校前期課程修了者又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者（以下この表において「中学校卒業等」という。）を対象とする訓練の訓練科については、1に定めるもののほか、社会、体育、数学、物理、化学、実用外国語、国語等普通学科の科目のうちそれぞれの訓練科ごとに必要なものを追加するものとする。
- 3 1及び2に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。

二 訓練期間

- 1 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。ただし、中学校卒業等を対象とする訓練の訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間については、それぞれ次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める訓練期間に一年を加えて得た期間とする。
- 2 1に定める訓練期間は、一年（中学校卒業等を対象とする訓練であつて、1に定めるところによる訓練期間が二年となるものにあつては、二年）を超えて延長することはできない。
- 3 中学校卒業等を対象とする訓練であつて、1に定めるところによる訓練期間が四年となるものについては、2にかかわらず、当該訓練期間を延長することはできない。

三 訓練時間

- 1 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとに最低限必要とする総時間及び教科ごとに最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。ただし、二1のただし書に定める訓練科ごとに最低限必要とする総時間は、同表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める総時間に千四百時間を加えて得た時間とする。
- 2 一2の普通学科について最低限必要とする訓練時間は、二百時間とする。
- 3 通信制訓練の面接指導のために最低限必要とする訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める系基礎学科及び専攻学科の訓練時間並びに2に定める普通学科の訓練時間のそれぞれ二十パーセントに相当する時間とする。

四 設備

- 1 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。
- 2 1に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、労働大臣が別に定めるとおりとする。

(*以下、木造建築科の表の例)

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
31 建築 施工系	木造建築 科	中小規模建築物 における建築一 般、設計製図、 施工管理及び建 築施工における 基礎的な技能及 びこれに関する 知識	一 系基礎	訓練期間 1年 訓練時間 総時間 1400	建物その他 の工作物	教室 実習場
			1 学科 ○1 建築概論 ○2 構造力学概論 ○3 建築構造概論 ○4 建築計画概論 ○5 建築生産概論 ○6 建築設備 ○7 測量 ○8 建築製図 ○9 安全衛生 ○10 関係法規	250		
			2 実技 ○1 機械操作基本実習 ○2 測量基本実習 ○3 安全衛生作業法	150	その他	器具類 計測器類 製図器及び製図用 教材類
			二 専攻			
1 学科 ○1 木質構造 ○2 材料 ○3 規く術 ○4 工作法 ○5 木造建築施工法 ○6 仕様及び積算	150					
2 実技 ○1 器工具使用法 ○2 工作実習 ○3 木造建築施工実習	300					

●別表第4（第十一条関係）（短期課程の普通職業訓練）

別表4 短期課程の普通職業訓練の訓練基準
一 教科 訓練科ごとの教科の科目は、次の表の教科の欄に定める学科及び実技の科目とする。
二 訓練の実施方法 通信の方法によつて行う場合は、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこととする。
三 訓練期間 1 訓練科ごとの訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。 2 1に定める訓練期間は、これを延長した場合であつても一年を超えることはできない。
四 訓練時間 1 通信制訓練以外の訓練の訓練科ごとの総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。 2 通信制訓練の面接指導のための訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定める学科の訓練時間の二十パーセントに相当する時間とする。
五 設備 1 訓練科ごとに必要な設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。 2 1に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、労働大臣が別に定めるとおりとする。
六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下とする。
七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数とする。
八 試験 訓練の修了時に行うこととする。

●別表第6（第十二条関係）（専門課程の高度職業訓練）

別表6 専門課程の高度職業訓練の訓練基準	
一 教科	
1 訓練科（次の表の訓練科の欄に定める訓練系及び専攻科からなる訓練科をいう。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の表の教科の欄に定める系基礎学科、系基礎実技、専攻学科及び専攻実技の科目とする。	
2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。	
二 訓練期間	
1 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。	
2 1に定める訓練期間は、一年を超えて延長することはできない。	
三 訓練時間	
訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。	
四 設備	
1 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。	
2 1に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、労働大臣が別に定めるとおりとする。	

（*以下、住居環境科の表の例）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
7 居住システム系	住居環境科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間2800	建物その他の工作物	教室 実習場 製図室 実験室 情報処理実習室
		建築空間及び生活空間に関する企画、設計及び施工に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 1 学科 ○1 建築概論 ○2 情報工学概論 ○3 環境工学概論 ○4 構造力学 ○5 建築計画基礎 ○6 建築構法 ○7 建築材料基礎 ○8 建築設備 ○9 仕様及び積算 ○10 生産工学 ○11 安全衛生工学 ○12 関係法規	420	機械	木工用機械類 コンクリート工事用機械類 測量用機械類 情報処理用機器類
			2 実技 ○1 基礎工学実験 ○2 基礎製図 ○3 情報処理実習 ○4 安全衛生作業法	215	その他	器具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類
		住環境に関する企画、設計及び施工における技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 1 学科 ○1 建築計画 ○2 環境工学 ○3 建築材料 ○4 建築施工 ○5 住環境計画 ○6 建築構造力学 ○7 建築構造設計	315		
		2 実技 ○1 建築材料実験 ○2 環境工学実験 ○3 建築設計実習 ○4 建築施工実習 ○5 建築測量実習	535			

●別表第7（第十四条関係）（応用課程の高度職業訓練）

別表7 応用課程の高度職業訓練の訓練基準	
一 教科	
1 訓練科（次の表の訓練科の欄に定める訓練系及び専攻科からなる訓練科をいう。）ごとの教科について最低限必要とする科目は、次の表の教科の欄に定める専攻学科、専攻実技及び応用の科目とする。	
2 1に定めるもののほか、必要に応じ、それぞれの訓練科ごとに適切な科目を追加することができる。	
二 訓練期間	
1 訓練科ごとに最低限必要とする訓練期間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。	
2 1に定める訓練期間は、二年を超えて延長することはできない。	
三 訓練時間	
訓練科ごとに最低限必要とする訓練の総時間及び教科ごとの訓練時間は、次の表の訓練期間及び訓練時間の欄に定めるとおりとする。	
四 設備	
1 訓練科ごとに最低限必要とする設備は、次の表の設備の欄に定めるとおりとする。	
2 1に定めるもののほか、公共職業能力開発施設の設備の細目は、厚生労働大臣が別に定めるとおりとする。	

（*以下、建築施工システム科の表の例）

訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間 (単位は時間とする。)	設備	
訓練系	専攻科				種別	名称
2 居住・建築システム技術系	建築施工システム技術科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2800	建物その他の工作物	教室 実習場 製図室 実験室 情報処理実習室
		建築物の部分的な工事の施工計画の作成及び施工管理における技能及びこれに関する知識	一 専攻 1 学科 ○1 技術英語 ○2 建築生産管理 ○3 経営管理 ○4 企画開発 ○5 建築生産 ○6 施工力学 ○7 施工管理 ○8 建設環境 ○9 施工関係法規 ○10 維持管理 ○11 安全衛生管理	455	機械	施工用機械類 施工管理用機械類 計測・測定用機器類 情報処理用機器類 運搬車両類
			2 実技 ○1 施工法実習 ○2 施工図書実習 ○3 施工管理実習 ○4 施工管理応用実習 ○5 施工・施工管理実習 ○6 安全衛生管理実習	840	その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類 ソフトウェア類
			二 応用 施工・施工管理総合実習	700		

